

就学援助のお知らせ

保護者様へ

受けられる援助の内容

費 目		小1	小2・小3・小4	小5	小6	中1	中2	中3	備 考
給 食 費 (※)		給食費は、調布市立学校に在籍している場合、学校長口座へ直接振込みます。(保護者口座への振り込みはありません。)							区域外就学等で給食費の保護者負担額がある場合は、保護者の口座へ直接振り込みます。
学用品費 (※)		11,630	11,630	11,630	11,630	22,730	22,730	22,730	年度途中の認定者には月割額を支給
通学用品費 (※)			2,270	2,270	2,270		2,270	2,270	
校外活動費		1,600	1,600	2,400	2,400	2,310	2,310	3,465	
新入学準備金 (※)					66,500				1月に認定されている者のみ (第2回支給)
新入学学用品費 (※)		60,060	入学前に他市区町村で同様の費目の支給を受けた場合は、支給されません。			66,500			4月に認定されていて、かつ前年度新入学準備金を受給していない者のみ
		3,000							4月に認定されていて、かつ調布市で前年度新入学準備金を受給した者のみ(差額を支給)
卒業記念品費	生活保護を受けている方				11,000			10,000	3月に認定されている者のみ (第3回支給)
	生活保護を受けていない方				11,000			30,000	
体育実技用具費 (※)						実費 (上限あり)			授業で使用する柔道着又は剣道用具を購入した者のみ
通 学 費 (※)		特別支援学級 (固定学級) へ最も経済的な方法で通学した場合の交通費のみ							特別支援学級 (固定学級) に在籍のみ
移動教室費		保護者負担額							移動教室参加確認後、実施学期支給分に含めて支給
修学旅行費		保護者負担額 (調布市立中学校以外の学校に通われている場合は、上限額があります。)							修学旅行参加確認後、実施月の翌月末を目安に支給
医 療 費		学校保健安全法に定める疾病 (トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹 (とびひ)、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯 (虫歯)、寄生虫病) に限り、医療券を事前に交付し、通常保護者が負担することとなる自己負担分を市が医療機関に支払います。医療券の交付を希望する方は、認定後、学校に申請書を提出してください。							

- ・原則として、1年分を3回に分けて、指定された口座に振り込みます。
(第1回支給は8月末頃、第2回支給は翌年1月末頃、第3回支給は翌年4月末頃)
- ・振込予定月の翌月になっても振り込みが無い場合は、御連絡ください。
- ・生活保護を受けている保護者には、(※)印のついた費目は支給されません。
- ・支給される金額等の詳細につきましては、認定通知書の裏面でお知らせします。
- ・各学期終了後、学校からの報告を個別に確認し、支給金額を確定します。

その他

- ・就学援助費は、すべて指定された保護者口座に振り込みますので、教材費等の学校に納入すべき費用は必ず学校へお支払いください。未納の場合は、在籍の学校長の報告により、校長が指定する口座に振り込む場合があります。
- ・調布市外へ転出されたときは認定取消となります。新しい住所地で再度就学援助の申請をしてください。
- ・申請理由の要件がなくなった場合は、速やかに学務課へ御連絡ください。再申請が必要になります。
- ・都立学校に在籍の方は、都の給食費・医療費援助も申請してください。詳細は学校へお問い合わせください。

お問合せ

〒182-0026 調布市小島町2-36-1 調布市教育会館1階 調布市教育委員会教育部学務課
電話：042(481)7473・7474 受付時間：午前8時30分～午後5時(土・日曜日及び祝日を除く)

教育委員会では、お子さんが学校で等しく勉強できるように、経済的にお困りの保護者に対して、教育費の一部を援助する就学援助を行っています。
保護者の方で4月から援助を希望する場合は、令和7年4月30日(必着)までに申請を行ってください。昨年度に支給を受けた方も、引き続き援助を希望する場合は、今年度も申請が必要です。

※5月1日以降の申請については、申請を受付けた月の翌月分から支給の対象

対 象 者

調布市に居住し、公立小・中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方です。(申請内容を審査して、援助対象者を決定します。)

1 生活保護を受けている保護者

2 次のいずれかの場合にあてはまる保護者

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。
- (2) 世帯全員が、市民税非課税である。
- (3) 市民税・固定資産税・個人事業税のうちいずれかが減免された。
(減免は非課税とは異なります。)
- (4) 世帯全員が、国民年金の保険料を免除された。
- (5) 国民健康保険税(国民健康保険料)が減免又は徴収猶予された。
- (6) 児童扶養手当の支給を受けている。
- (7) 生活福祉資金の貸付けを受けた。
- (8) 職業安定所登録日雇労働者である。(雇用保険受給者とは異なります。)

3 その他(上の1または2以外の保護者で、世帯全員分の令和6年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)の収入または所得の合計が基準額以下の方)

【収入・所得額の目安】 下記の表はあくまでもおおよその例です。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
令和6年中の収入額	約275万円 未満	約376万円 未満	約425万円 未満	約534万円 未満	約580万円 未満
令和6年中の所得額	約184万円 未満	約256万円 未満	約296万円 未満	約383万円 未満	約420万円 未満

世帯構成・年齢・住宅状況・所得の種類などにより金額は異なります。

なお、同一住所に同居している別世帯の方がいる場合(世帯分離している場合)や、単身赴任などで別住所にて所得・収入がある方がいる場合は、生計を共にしているとみなして審査します。必要書類(課税証明書等)を添付してください。認定基準に該当するかどうか、電話や窓口で事前に回答することはできませんが、御不明点や相談事項等ありましたら学務課にお問い合わせください。

◆ Notice of Financial Assistance Program For School Attendance
Chofu City has a system to support parents who find it financially difficult to send their children to elementary and junior high schools. To receive assistance, you have to submit an application. Applications will be approved or disapproved by screening.

申請方法

○ 電子申請

右記のQRコードから申請してください。調布市のホームページからも申請いただけます。申請に必要な書類（写し）は、画像やPDF形式に電子化し、入力画面でアップロードしてください。

用意していただくもの

- ・ 必要書類（P3の申請理由と必要書類参照）
- ・ スマートフォン又はパソコン



○ 申請書による申請

教育委員会の窓口、又は各学校に配布する申請書に記入の上、教育委員会学務課（調布市教育会館1階）へ提出してください。調布市ホームページからもダウンロードできます。申請は4月から翌年2月末まで受け付けています。

直接持参される方

申請書と必要書類をお持ちください。

受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

（土・日曜日及び祝日は除く）

郵送される方

以下の住所に郵送してください。郵送料は自己負担です。

〒182-0026 調布市小島町2-36-1 調布市教育会館1階

調布市教育委員会 教育部学務課

- ・ 書類に不備や不足がある場合は、一旦すべての書類をお返しします。
- ・ 郵便事故等についての責任は負いかねます。
- ・ 学務課への到着日が申請の受付日となりますので、余裕をもって投函してください。

審査結果

審査結果は、保護者様宛てに郵送にて通知します。

（4月30日までの受付分は、6月下旬頃に通知します。）

併せて、在籍する学校にも審査結果を通知します。

※通知が届かない場合は、学務課まで御連絡ください。

申請日と支給開始月

- ・ 申請の受付日によって支給開始月が変わりますので、お早めに申請してください。
- ・ 4月30日までに受付 → 4月分から支給開始
- ・ 5月1日以降に受付（翌年2月末まで）→ 申請を受け付けた月の翌月分から支給開始

申請理由と必要書類

申請理由	必要書類等
1 生活保護を受けている。	不要 ただし、調布市以外で受給している方は、当該市町村の受給証明書
2 次のいずれかの場合に当てはまる。	
(1)生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。	不要 ただし、調布市以外で停止又は廃止となった方は、生活保護停止(廃止)証明書
(2)世帯全員の市民税が非課税である。	不要 ただし、以下に該当する方は、前住所地の非課税証明書 ・ 4～5月に申請する場合：令和6年1月2日以降に調布市に転入された方は、前住所地の令和6年度非課税証明書 ・ 6月以降に申請する場合：令和7年1月2日以降に調布市に転入された方は、前住所地の令和7年度非課税証明書
(3)世帯全員の市民税・固定資産税・個人事業税のうちいずれかが減免された。	いずれかの税の減免決定通知書
(4)世帯全員の国民年金の保険料が免除された。	対象者全員分の国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
(5)世帯全員の国民健康保険税（国民健康保険料）が減免又は徴収猶予された。	減免決定通知書又は徴収猶予決定通知書
(6)児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書 （市長印のあるもの。有効期限と受給者が記載された箇所を提出してください。） ※児童手当、特別児童扶養手当、児童育成手当ではありません。
(7)生活福祉資金の貸付けを受けた。	生活福祉資金貸付決定通知書
(8)職業安定所登録日雇労働者である。	雇用保険被保険者手帳（写真がついている表紙の面を提出してください。）
3 その他 「世帯の収入が少なくて就学させることが困難である。」など	①令和7年1月1日時点で調布市に住民登録のある方 不要 ただし、令和6年分所得税の確定申告または令和7年度市民税・都民税の申告が必要な方で、申告がされていない方が同一世帯内にいる場合は審査ができません。収入がない場合も市役所市民税課で市・都民税の申告をする必要があります。申告後、就学援助の申請をしてください。 ②令和7年1月2日以降に調布市に転入された方 令和7年度住民税の課税（非課税）証明書 ※前住所地で6月頃から交付となるため、6月13日（金）までに提出してください。 なお、申請書等の他の必要書類は、お知らせに記載の期限までに先に御提出ください。
□上記3を理由として申請する方で、賃貸住宅の方は、家賃の月額がわかる証明書も添付してください。 （書類の添付がない場合は、持家とみなして審査します。）	賃貸住宅の家賃がわかる公的な書類 （所在地、借主、貸主、家賃及び契約期間がわかるもの） 【例】 賃貸(借)契約書、家賃月額通知書、令和7年度収入認定通知書兼使用決定通知書、使用料が明記されている書類。 ※申請日に契約期間中のもの （引落とし口座の通帳のコピー、ATM振込みの控え、領収書のみは不可）